



平成25年7月1日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
代表取締役社長 伊奈 聡
(コード番号：3390)
問合せ先 広報・IR部
電話番号 03-6892-3864

株式会社光通信による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成25年7月1日付の当社取締役会において、株式会社光通信（以下、「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明すること、また、公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(平成25年6月28日現在)

(1) 商 号	株式会社光通信	
(2) 本 店 所 在 地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉村 剛史	
(4) 事 業 内 容	移動体通信事業、OA 機器販売事業、固定回線取次事業、法人向け携帯電話販売事業、インターネット関連事業、保険代理店事業、ビジネスソリューション事業、他	
(5) 資 本 金 の 額	54,259 百万円（平成25年3月31日現在）	
(6) 設 立 年 月 日	昭和63年2月5日	
(7) 大株主及び持株比率 (注)	有限会社光パワー 株式会社 光通信 重田 康光	38.39% 12.09% 12.10%
(8) 公開買付者と当社の関係等	資本関係	公開買付者は、同社の連結子会社が保有する当社株式を含め、185,816株（うち、間接保有分37,602株）を保有しております。
	人的関係	公開買付者より、当社の取締役4名、監査役3名が就任しております。
	取引関係	当社は、公開買付者との間で資本提携および業務提携に関する基本合意書並びに業務提携強化に関する基本合意書を締結しております。
	関連当事者への該当状況	当社は公開買付者の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(注) 対象者が平成25年6月27日付で提出した第17期有価証券報告書に記載された大株主の状況を参考としております。

2. 公開買付者が買付け等を行う株券等の種類

普通株式（以下「当社普通株式」という。）

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

（1）意見の内容

当社は、平成 25 年 7 月 1 日付の取締役会において、公開買付者による当社普通株式を対象として実施する本公開買付けに関し、賛同の意見を表明すること、また、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

（2）意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、現在、当社株式 148,214 株（所有割合（注 1）にして 32.18%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））所有しております。また、本日現在、公開買付者の連結子会社のうち株式会社アイ・イーグループが 16,200 株（所有割合にして 3.52%）、株式会社エフティコミュニケーションズが 9,297 株（所有割合にして 2.02%）、株式会社パイオンが 2,162 株（所有割合にして 0.47%）、株式会社アドバンスサポートが 970 株（所有割合にして 0.21%）、株式会社 ALL Japan Solution が 6,811 株（所有割合にして 1.48%）、それぞれ当社普通株式を所有し、さらに、その他の公開買付者の連結子会社及び持分法適用会社（計 5 社）が、合計 9,704 株（所有割合にして 2.11%）所有しており、公開買付者とこれらの会社とが所有する当社普通株式の合計は、193,358 株（所有割合にして 41.98%）です。公開買付者は、当社の議決権の過半数を所有してはいないものの、公開買付者とその連結子会社含めて当社の総議決権数を約 40.35%保有し、かつ当社に対して過半数以上の取締役を派遣しているため、当社は公開買付者の連結子会社です。

公開買付者は、本公開買付けに際して、SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合との間で、平成 25 年 7 月 1 日付けで応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合が所有する当社株式 35,104 株全てを応募する旨を合意しているとのことです。なお、本公開買付けの買付期間が変更又は延長され、本公開買付けの現時点での決済開始日である 8 月 6 日から決済開始日が 8 月 7 日以降となる場合、SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合は、変更又は延長された本公開買付けの公開買付期間の末日までに、公開買付者に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約を解除することができる旨が定められているとのことです。公開買付者は、平成 25 年 7 月 1 日、同日開催の公開買付者取締役会にて、当社の株主である SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合が所有する当社普通株式 35,104 株（所有割合にして 7.62%）を買い付けることを主たる目的とするものの、対象者の他の株主による売却の機会も確保するために 50,000 株（所有割合にして 10.86%）を上限として当社普通株式を取得することを企図し、当社普通株式を対象として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

また、本公開買付けは SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合からの当社普通株式の取得を主たる目的としているものの、公開買付者は、本公開買付けにより、保有する当社普通株式の比率を高めることにより、公開買付者並びに公開買付者の連結子会社及び持分法適用会社からなる企業集団（以下「公開買付者グループ」といいます。）と当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社からなる企業集団（以下「当社グループ」といいます。）との資本提携・業務提携関係をより強く、緊密なものとすることも企図しているため、本公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定していないとのことです。

一方で、公開買付者は、当社との間での資本関係の強化を企図しつつも当社普通株式の上場ならびに当社の上場会社としての独立性及び事業運営の自律性・独自性は維持されるべきと考えており、本公開買付けにおいて全部買付義務が生じることがない（本公開買付け後の株券等所有割合において 3

分の2を超えない)範囲での当社普通株式の取得を実施するため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を50,000株(所有割合にして10.86%)と設定しているとのことです。また、本公開買付けにより50,000株の買付け等を行った後における公開買付者及び特別関係者の所有に係る株券等の株券等所有割合は43.04%(198,214個)、公開買付者及び公開買付者の特別関係者の所有に係る株券等の株券等所有割合は最大で52.89%(243,596個)(注2)とのことです。

また、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は、応募を合意している当社の株主であるSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合と公開買付者の間で行われた協議・交渉を経て決定した価格であり、2,500円になるとのことです。本公開買付価格は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)(以下「大証JASDAQ」といいます。)における平成25年6月28日(本公開買付けの公表日の前営業日)までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値(3,499円)に28.56%のディスカウントをした価格でとのことです。

(注1)所有割合は、当社が平成25年6月27日付で提出した第17期有価証券報告書に記載された平成25年6月27日現在の発行済株式総数(459,832株)に、同有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の全ての新株予約権の目的となる株式の数の合計数(735株)を加算した数(460,567株)に占める所有株式数の割合です。

(注2)本公開買付けにおいては、公開買付者の特別関係者が所有する当社普通株式についても買付け等の対象としているため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記株券等所有割合は52.89%を下回ることとなります。

②公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由

公開買付者は、昭和63年の設立以降、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してきたとのことです。公開買付者は、平成11年には東京証券取引所市場第一部に上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しているとのことです。その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善・適正な組織体制の維持に努めてきたとのことです。

一方、当社は、平成8年、インターネットを通じた情報提供、フランチャイズ支援等を目的に「株式会社ベンチャー・リンクコミュニケーションズ」として設立されました。その後、平成17年に商号を現在のユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に変更し、同年ジャスダック証券取引所(現大阪証券取引所JASDAQ市場)に株式上場を果たしました。システム技術の開発を軸に、店舗運営を行う企業に対して集客や管理といったIT化を中心とするシステムの提供や、中小企業向けにオフィスソリューションの販売を行うなどの事業を展開しております。

公開買付者は、当社との間で、平成20年5月22日付にて「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」を締結し、平成20年6月10日付にて第三者割当増資により11,000株の当社普通株式を引受け、公開買付者の有する営業販売力や人材、ノウハウを対象者に提供し、当社の有するソリューション開発力や顧客層を当社グループで活用することで、相互の事業を強化・拡大・発展させることを目指してまいりました。さらに、平成21年4月2日付にて73,938株の第三者割当増資を引き受け、当社を公開買付者の連結子会社としました。その後、平成21年10月2日付にて業務提携強化に関する「基本合意書」を締結し、平成21年10月20日付にて26,379株の第三者割当増資を引き受け、さらに平成23年1月5日付にて29,097株の第三者割当増資を引き受けるなど、公開買付者グループと当社グループとの協力関係を強め、シナジーの実現に向けて取り組んでまいりました。

そのような状況の中、平成25年4月頃より、当社の第3位株主であるSBI・リアル・インキュベ

ション1号投資事業有限責任組合から公開買付者及び当社に対し、所有する当社普通株式を処分したい旨の連絡があり、公開買付者とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との間で協議を進めてきたとのことです。公開買付者は、公開買付者がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の所有する当社普通株式を買い取り、公開買付者と当社との間の協力関係をさらに強化していくことが、当社の企業価値向上に資するものと考え、平成25年7月1日に公開買付者とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との間でその保有する普通株式全てを本公開買付けに応募する旨の合意に至り、平成25年7月1日開催の公開買付者の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。公開買付者としては、本公開買付け後も当社の上場を維持することを企図しており、上場会社としての当社の独立性を確保しつつ、公開買付者との協力関係をさらに強化し、さらなるシナジーの実現を目指していくことで、当社の企業価値向上を図っていく方針とのことです。なお、当社が平成25年6月27日に公表した「債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ」にて、当社は平成25年3月期において債務超過になったことから、「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号（債務超過）に該当し、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄になっておりますが、早い段階での債務超過解消に努めてまいります。

③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

前述のとおり、当社はシステム開発や運営において強みを持っており、主に飲食業界向けのスマートフォン・タブレット端末を活用したサービスの開発・販売を中心に、お客様である飲食店の集客から予約受付、売上・店舗管理から決済サービスまでをサポートできるシステム事業を展開しているものの、競合他社が多く競争の激しい飲食事業において競争力となるノウハウの強化育成や、必ずしも飲食事業のみに依存しない収益基盤の構築のため、新たな事業領域の開拓が必要不可欠であるとの方針を持っており、全国規模のディストリビューターとして、営業販売力、人材、ノウハウを有し、取り扱う事業領域の多様性や規模において優位性のある公開買付者の強みを今後もより一層活用していくためには、公開買付者との資本関係を強化し、資本の安定を図れることは、当社の企業価値向上にとって有効であるとの認識に至りました。

当社取締役会は、以上のような当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、公開買付者と当社が資本関係を強化することにより得られると予測されるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けについて、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年7月1日付の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議いたしました。また、本公開買付価格は最終的にはSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合と公開買付者との合意により決定されており、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年6月28日までの過去1ヶ月間の大証JASDAQにおける当社普通株式の終値[の単純平均値である3,499円からディスカウントをした価格となっていること、当社の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する当社普通株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことにより、当社普通株式を所有し続けることができるものであること、また、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を総合的に勘案し、当社取締役会は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議しております。なお、対象者の取締役6名のうち伊奈聡氏及び西本優晴氏を除く4名及び対象者の監査役3名全員が当社の従業員を兼職しておりますが、当社取締役会の決議に参加することにつき問題ないことを確認しております。

なお、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の当社普通株式の取得であること、本公開買付価格は公開買付者とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉の結果合意された価格であること、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を勘案し、本公

開買付価格の算定に関する第三者の算定書は取得していません。

(3) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

当社株式は本日現在、大証 JASDAQ に上場しております。本公開買付けにおいては、50,000 株（所有割合にして 10.86%）を買付予定数の上限として設定しており、本公開買付け後、公開買付者が所有する当社株式の数は、最大で 198,214 株（所有割合 43.04%）（当社と株式会社アイ・イーグループ、株式会社エフティコミュニケーションズ、株式会社パイオン、株式会社アドバンスサポート、株式会社 ALL Japan Solution、さらにその他の当社の連結子会社及び持分法適用会社（計 5 社）が所有することとなる対象者普通株式の合計数は、最大で 243,358 株（所有割合にして 52.84%）にとどまる予定ですので、上場は維持される見込みです。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、現時点において、本公開買付け終了後に当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、当社が本日現在において公開買付者の連結子会社であることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、平成 25 年 6 月 27 日に、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び当社からの独立性が高い対象者の社外取締役であり、株式会社大阪証券取引所が定める企業行動規範に関する規則第 7 条に規定される独立役員である西本優晴氏（以下「西本氏」といいます。）]に対して、(a)本公開買付けの目的の正当性、(b)本公開買付けに係る手続の公正性、(c)本公開買付けに賛同し、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねることは妥当か、及び(d)上記(a)ないし(c)その他の事項を前提に、本公開買付けに賛同し、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねる決議を行うことが対象者の少数株主にとって不利益であるか否か（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本諮問事項に対する意見を当社の取締役会に対して表明することを依頼いたしました。西本氏は、本公開買付けの目的、本公開買付け後の当社の普通株式の上場維持の有無、買付け等の価格その他の本公開買付けの諸条件、当社の企業価値の向上の内容等について説明を受けるとともに、本諮問事項について慎重に検討を重ねたとのことです。西本氏は、このような経緯で、本諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成 25 年 7 月 1 日付で、当社の取締役会に対して、(a)本公開買付けは、当社の自律性・独自性を維持しつつ公開買付者との関係性をより強化できるという点において当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b)当社は本公開買付価格の算定に関する第三者の算定書は取得していないが、本公開買付けの主たる目的が SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合所有の当社普通株式の取得であること、本公開買付価格は公開買付者と SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合の協議・交渉の結果合意された価格であること、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式を大証 JASDAQ において売却する機会が維持されること等を勘案すると、これによって手続きの適正性及び公正性に疑義が生じるものではなく、本公開買付けに係る手続の適正性及び公正性を疑われる点に特に認められず、(c)公開買付者との資本関係を強化し、資本の安定を図れることは、当社の企業価値向上にとって有効であり、本公開買付価格は最終的には SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合と公開買付者との合意により決定されていること、当社の株主が本公開買付けに対しその所有する当社普通株式を応募することを希望しない場合には当社普通株式を所有し続けることができるものであること、また、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き当

社普通株式を大証 JASDAQ において売却する機会が維持されることが見込まれることからすると、本公開買付けに賛同し、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねることは妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)その他の事項の検討の結果、本公開買付けに賛同し、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねる決議を行うことは少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出いたしました。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、平成 25 年 7 月 1 日付にて、当社普通株式 35,104 株（所有割合にして 7.62%）を所有する SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合との間で、本応募契約を締結し、SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合が所有する当社普通株式の全部について本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。本応募契約においては、本公開買付の買付期間が変更又は延長され、本決済開始日が 8 月 7 日以降となる場合、SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合は、公開買付者に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約を解除することができる旨が定められているとのことです。なお、本応募契約において、応募についての前提条件は存在しないとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はございません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はございません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はございません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はございません。

9. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「2. (2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」、「2. (3) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無」及び「2. (4) いわゆる二段階買収に関する事項」をご参照ください。

(2) 今後の業績の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

10. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、「2. (5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」にて記載の通り、当社独立役員である社外取締役西本優晴氏より、本公開買付けに賛同し、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねる決議を行うことは少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出いただいております。

以 上

(参考) 買付け等の概要【別添】

公開買付者が本日公表した添付資料（「ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照ください。

平成 25 年 7 月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 光 通 信
代表者の役職氏名 代表取締役社長 玉村 剛史
(コード番号：9435 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 広 報 ・ I R 課
T E L 0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

当社子会社であるユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社光通信（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成25年7月1日開催の当社の取締役会により、以下の通り、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：伊奈 聡、大証JASDAQ コード番号：3390 以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、OA 機器、電話機等の販売及びリースを主たる目的として昭和 63 年 2 月に設立された会社であり、本日現在、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を 148,214 株（所有割合（注1）にして 32.18%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））所有しております。また、本日現在、当社の連結子会社のうち、株式会社アイ・イーグループが 16,200 株（所有割合にして 3.52%）、株式会社エフティコミュニケーションズが 9,297 株（所有割合にして 2.02%）、株式会社パイオンが 2,162 株（所有割合にして 0.47%）、株式会社アドバンスサポートが 970 株（所有割合にして 0.21%）、株式会社 ALL Japan Solution が 6,811 株（所有割合にして 1.48%）、それぞれ対象者普通株式を所有し、さらに、その他の当社の連結子会社及び持分法適用会社（計 5 社）が、合計 9,704 株（所有割合にして 2.11%）所有しており、当社とこれらの会社とが所有する対象者普通株式の合計は、193,358 株（所有割合にして 41.98%）です。当社は、対象者の議決権の過半数を所有してはいないものの、当社とその連結子会社含めて対象者の総議決権数を約 40.41%保有し、かつ対象者に対して過半数以上の取締役を派遣しているため、対象者は当社の連結子会社です。

当社は、下記「(2) 本公開買付けの目的、背景及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けに際して、SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合との間で、平成 25 年 7 月 1 日付けで応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合が所有する対象者株式 35,104 株全てを応募する旨を合意しております。なお、本公開買付けの買付期間が変更又は延長され、本公開買付けの現時点での決済開始日である 8 月 6 日から決済開始日が 8 月 7 日以降となる場合、SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合は、変更又は延長された本公開買付けの公開買付期間の末日までに、当社に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約を解除することができる旨が定められております。当社は、平成 25 年 7 月 1 日、同日開催の当社取締役会にて、対象者の株主である SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合が所有する対象者普通株式 35,104 株（所有割合にして 7.62%）を買い付けることを主たる目的として、50,000 株（所有割合にして 10.86%）を上限として対象者普通株式を取得することを企図し、対象者普通株式を対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、本公開買付けは SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合からの対象者普通株式の取得を主たる目的としているものの、当社は、本公開買付けにより、保有する対象者普通株式の比率を高めることにより、対象者並びに対象者の連結子会社及び持分法適用会社からなる企業集団（以下「対象者グループ」といいます。）と当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社からなる企業集団（対象者グループを除きます。以下「当社グループ」といいます。）との資本提携・業務提携関係をより強く、緊密なものとすることも企図しているため、本公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定いたしておりません。

一方で、当社は、対象者との間での資本関係の強化を企図しつつも対象者普通株式の上場並びに対象者

の上場会社としての独立性及び事業運営の自律性・独自性は維持されるべきと考えております。したがって、本公開買付けにおいて全部買付義務が生じることがない（本公開買付け後の株券等所有割合において3分の2を超えない）範囲での対象者普通株式の取得を実施するため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を50,000株（所有割合にして10.86%）と設定しております。また、本公開買付けにより50,000株の買付け等を行った後における当社の所有に係る株券等の株券等所有割合は43.04%（198,214個）、当社及び当社の特別関係者の所有に係る株券等の株券等所有割合は最大で52.89%（243,596個）（注2）です。

また、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、応募を合意している株主であるSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合と当社の間で行われた協議・交渉を経て決定した価格であり、2,500円になります。本公開買付価格は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）（以下「大証JASDAQ」といいます。）における平成25年6月28日（本公開買付けの公表日の前営業日）までの過去1ヶ月間の対象者普通株式の終値の単純平均値（3,499円）に28.56%のディスカウントをした価格であります。

なお、対象者が平成25年7月1日に公表した「株式会社光通信による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、システム開発や運営において強みを持っており、主に飲食業界向けのスマートフォン・タブレット端末を活用したサービスの開発・販売を中心に、お客様である飲食店の集客から予約受付、売上・店舗管理から決済サービスまでをサポートできるシステム事業を展開しているものの、競合他社が多く競争の激しい飲食事業において競争力となるノウハウの強化育成や、必ずしも飲食事業のみに依存しない収益基盤の構築のため、新たな事業領域の開拓が必要不可欠であるとの方針を持っており、全国規模のディストリビューターとして、営業販売力、人材、ノウハウを有し、取り扱う事業領域の多様性や規模において優位性のある当社の強みを今後もより一層活用していくためには、当社との資本関係を強化し、資本の安定を図れることは、対象者の企業価値向上にとって有効であるとの認識に至ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、対象者と当社が資本関係を強化することにより得られると予測されるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けについて、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年7月1日付の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付価格は最終的にはSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との合意により決定されており、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年6月28日までの過去1ヶ月間の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値の単純平均値である3,499円からディスカウントをした価格となっていること、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する対象者普通株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことにより、対象者普通株式を所有し続けることができるものであること、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を総合的に勘案し、対象者取締役会は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議したとのことです。なお、対象者の取締役6名のうち伊奈聰氏及び西本優晴氏を除く4名及び対象者の監査役3名全員が当社の従業員を兼職しておりますが、対象者取締役会の決議に参加することにつき問題ないことを確認しているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式の取得であること、本公開買付価格は当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉の結果合意された価格であること、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を勘案し、本公開買付価格の算定に関する第三者の算定書は取得していないとのことです。

（注1）所有割合は、対象者が平成25年6月27日付で提出した第17期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の発行済株式総数（459,832株）に、同有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の全ての新株予約権の目的となる株式の数の合計数（735株）を加算した数（460,567株）に占める所有株式数の割合です。

（注2）本公開買付けにおいては、当社の特別関係者が所有する対象者普通株式についても買付け等の対象としているため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記株券等所有割合は52.89%を下回ることとなります。

(2) 本公開買付けの目的、背景及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、昭和 63 年の設立以降、OA 機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してまいりました。当社は、平成 11 年には東京証券取引所市場第一部に上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しております。その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善・適正な組織体制の維持に努めてまいりました。

一方、対象者は、平成 8 年、インターネットを通じた情報提供、フランチャイズ支援等を目的に「株式会社ベンチャー・リンクコミュニケーションズ」として設立されました。その後、平成 17 年に商号を現在のユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に変更し、同年ジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所 JASDAQ 市場）に株式上場を果たしました。システム技術の開発を軸に、店舗運営を行う企業に対して集客や管理といった IT 化を中心とするシステムの提供や、中小企業向けにオフィスソリューションの販売を行うなどの事業を展開しております。

当社は、対象者との間で、平成 20 年 5 月 22 日付にて「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」を締結し、平成 20 年 6 月 10 日付にて第三者割当増資により 11,000 株の対象者普通株式を引受け、当社の有する営業販売力や人材、ノウハウを対象者に提供し、対象者の有するソリューション開発力や顧客層を当社グループで活用することで、相互の事業を強化・拡大・発展させることを目指してまいりました。さらに、平成 21 年 4 月 2 日付にて 73,938 株の第三者割当増資を引き受け、対象者を当社の連結子会社としました。その後、平成 21 年 10 月 2 日付にて業務提携強化に関する「基本合意書」を締結し、平成 21 年 10 月 20 日付にて 26,379 株の第三者割当増資を引き受け、さらに平成 23 年 1 月 5 日付にて 29,097 株の第三者割当増資を引き受けるなど、当社グループと対象者グループとの協力関係を強め、シナジーの実現に向けて取り組んでまいりました。

そのような状況の中、平成 25 年 4 月頃より、対象者の第 3 位株主である SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合から当社及び対象者に対し、所有する対象者普通株式を処分したい旨の連絡があり、当社と SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合との間で協議を進めてまいりました。当社は、当社が SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合の所有する対象者普通株式を買い取り、当社と対象者との間の協力関係をさらに強化していくことが、対象者の企業価値向上に資するものと考え、平成 25 年 7 月 1 日に当社と SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合との間でその保有する普通株式全てを本公開買付けに応募する旨の合意に至り、平成 25 年 7 月 1 日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。当社といたしましては、本公開買付け後も対象者の上場を維持することを企図しており、上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ、当社との協力関係をさらに強化し、さらなるシナジーの実現を目指していくことで、対象者の企業価値向上を図っていく方針です。なお、対象者が平成 25 年 6 月 27 日に公表した「債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ」によれば、対象者は平成 25 年 3 月期において債務超過になったことから、「JASDAQ における有価証券上場規程」第 47 条第 1 項第 3 号（債務超過）に該当し、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄になっているが、早い段階での債務超過解消に努めていくとのことです。

(3) 公開買付けにおける本公開買付価格の決定過程

当社は、本公開買付けの主たる目的が SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、当社と SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合の協議・交渉を行い、両者が合意した価格とする方針を採用しました。

当社と SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合は、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者普通株式の市場価格を基に検討することといたしました。そして、対象者普通株式の 3 ヶ月間の市場価格の推移（1,926 円～6,500 円）及び株式市場における取引状況等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、平成 25 年 7 月 1 日付の当社による本公開買付け開始についてのプレスリリースの公表日の前営業日（平成 25 年 6 月 28 日）までの過去 1 ヶ月間の大証 JASDAQ における対象者普通株式の終値の単純平均値から 28.56%ディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とすることについて合意いたしました。

なお、本公開買付価格の決定に際しては、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、対象者普通株式の市場価格を基に検討することとしたため、本公開買付価

格の算定に関する第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。

なお、本公開買付価格である1株当たり2,500円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年6月28日の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値2,045円に対して22.25%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアム及びディスカウントの計算について同じ。）のプレミアム、過去1ヶ月間（平成25年5月29日から平成25年6月28日まで）の終値の単純平均値3,499円に対して28.56%のディスカウント、過去3ヶ月間（平成25年3月29日から平成25年6月28日まで）の終値の単純平均値2,832円に対して11.73%のディスカウント、過去6ヶ月間（平成25年1月4日から平成25年6月28日まで）の終値の単純平均値2,474円に対して1.05%のプレミアムをそれぞれ行った金額となります。

（4）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者が本日現在において当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、平成25年6月27日に、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び対象者からの独立性が高い対象者の社外取締役であり、株式会社大阪証券取引所が定める企業行動規範に関する規則第7条に規定される独立役員である西本優晴氏（以下「西本氏」といいます。）に対して、(a)本公開買付けの目的の正当性、(b)本公開買付けに係る手続の公正性、(c)本公開買付けに賛同し、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねることは妥当か、及び(d)上記(a)ないし(c)その他の事項を前提に、本公開買付けに賛同し、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねる決議を行うことが対象者の少数株主にとって不利益であるか否か（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本諮問事項に対する意見を対象者の取締役会に対して表明することを依頼したとのことです。

西本氏は、本公開買付けの目的、本公開買付け後の対象者の普通株式の上場維持の有無、買付け等の価格その他の本公開買付けの諸条件、対象者の企業価値の向上の内容等について説明を受けるとともに、本諮問事項について慎重に検討を重ねたとのことです。

西本氏は、このような経緯で、本諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成25年7月1日付で、対象者の取締役会に対して、(a)本公開買付けは、対象者の自律性・独自性を維持しつつ当社との関係性をより強化できるという点において対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b)対象者は本公開買付価格の算定に関する第三者の算定書は取得していないが、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式の取得であること、本公開買付価格は当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉の結果合意された価格であること、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を勘案すると、これによって手続きの適正性及び公正性に疑義が生じるものではなく、本公開買付けに係る手続の適正性及び公正性を疑われる点に特に認められず、(c)当社との資本関係を強化し、資本の安定を図れることは、対象者の企業価値向上にとって有効であり、本公開買付価格は最終的にはSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合と当社との合意により決定されていること、対象者の株主が本公開買付けに対しその所有する対象者普通株式を応募することを希望しない場合には対象者普通株式を所有し続けることができるものであること、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されることが見込まれることからすると、本公開買付けに賛同し、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねることは妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)その他の事項の検討の結果、本公開買付けに賛同し、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねる決議を行うことは少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

（5）上場廃止となる見込みの有無について

対象者は、本日現在、対象者普通株式を大証JASDAQに上場しております。本公開買付けにおいては、50,000株（所有割合にして10.86%）を買付予定数の上限として設定しており、本公開買付け後、当社が所有する対象者普通株式の数は、最大で198,214株（所有割合にして43.04%）（当社と株式会社アイ・

イーグループ、株式会社エフティコミュニケーションズ、株式会社パイオン、株式会社アドバンスサポート、株式会社 ALL Japan Solution、さらにその他の当社の連結子会社及び持分法適用会社（計5社）が所有することとなる対象者普通株式の合計数は、最大で243,358株（所有割合にして52.84%）にとどまる予定ですので、上場は維持される見込みです。

(6) 本公開買付け後の株券等の取得予定

本日現在、対象者普通株式等の追加取得を行う予定はありません。

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、平成25年7月1日付にて、対象者普通株式35,104株（所有割合にして7.62%）を所有するSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との間で、本応募契約を締結し、SBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合が所有する対象者普通株式の全部について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。本応募契約においては、本公開買付の買付期間が変更又は延長され、本公開買付けの現時点での決済開始日である8月6日から決済開始日が8月7日以降となる場合、SBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合は、変更又は延長された本公開買付けの公開買付期間の末日までに、当社に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約を解除することができる旨が定められております。なお、本応募契約において、応募についての前提条件は存在しません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

(平成25年6月28日現在)

(1) 名 称	ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社	
(2) 所 在 地	東京都新宿区大久保一丁目7番18号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 伊奈 聡	
(4) 事 業 内 容	ASPソリューションサービス、スマートフォン、タブレット端末の販売等	
(5) 資 本 金	1,454百万円	
(6) 設 立 年 月 日	平成8年7月10日	
(7) 大株主及び持株比率 (平成25年3月31日現在)	株式会社光通信	32.23%
	SBIイノベーションファンド1号	12.15%
(8) 上場会社と対象者との関係	資本関係	当社はユニバーサルソリューションシステムズ株式185,816株（うち、間接保有分37,602株）を所有しております。
	人的関係	当社よりユニバーサルソリューションシステムズの取締役4名監査役3名が就任しております。
	取引関係	資本提携および業務提携に関する基本合意書並びに業務提携強化に関する基本合意書を締結しております。
	関連当事者への該当状況	当社は、ユニバーサルソリューションシステムズ議決権の40.41%（うち8.18%は間接保有分）を所有しており、連結子会社であります。

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議	平成25年7月1日（月曜日）
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成25年7月2日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成25年7月2日（火曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成25年7月2日（火曜日）から平成25年7月30日（火曜日）まで（20営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 25 年 8 月 13 日（火曜日）までとなります。

（3）買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 2,500 円

（4）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けの主たる目的が SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、当社と SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合の協議・交渉を行い、両者が合意した価格とする方針を採用しました。

当社と SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合は、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者普通株式の市場価格を基に検討することといたしました。そして、対象者普通株式の 3 ヶ月間の市場価格の推移（1,926 円～6,500 円）及び株式市場における取引状況等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、平成 25 年 7 月 1 日付の当社による本公開買付け開始についてのプレスリリースの公表日の前営業日（平成 25 年 6 月 28 日）までの過去 1 ヶ月間の大証 JASDAQ における対象者普通株式の終値の単純平均値から 28.56% ディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とすることについて合意いたしました。

なお、本公開買付価格の決定に際しては、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、対象者普通株式の市場価格を基に検討することとしたため、本公開買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。

なお、本公開買付価格である 1 株当たり 2,500 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 25 年 6 月 28 日の大証 JASDAQ における対象者普通株式の終値 2,045 円に対して 22.25%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアム及びディスカウントの計算について同じ。）のプレミアム、過去 1 ヶ月間（平成 25 年 5 月 29 日から平成 25 年 6 月 28 日まで）の終値の単純平均値 3,499 円に対して 28.56% のディスカウント、過去 3 ヶ月間（平成 25 年 3 月 29 日から平成 25 年 6 月 28 日まで）の終値の単純平均値 2,832 円に対して 11.73% のディスカウント、過去 6 ヶ月間（平成 25 年 1 月 4 日から平成 25 年 6 月 28 日まで）の終値の単純平均値 2,474 円に対して 1.05% のプレミアムをそれぞれ行った金額となります。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

平成 25 年 4 月頃より、対象者の第 3 位株主である SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合から当社及び対象者に対し、所有する対象者普通株式を処分したい旨の連絡があり、当社と SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合との間で協議を進めてまいりました。当社は、当社が SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合の所有する対象者普通株式を買い取り、当社と対象者との間の協力関係をさらに強化していくことが、対象者の企業価値向上に資するものと考え、平成 25 年 7 月 1 日に当社と SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合との間でその保有する普通株式全てを本公開買付けに応募する旨の合意に至り、平成 25 年 7 月 1 日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

当社は、本公開買付けの主たる目的が SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、当社と SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合の協議・交渉を行い、両者が合意した価格とする方針を採用しました。

当社と SBI・リアル・インキュベーション 1 号投資事業有限責任組合は、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者普通株式

の市場価格を基に検討することといたしました。そして、対象者普通株式の3ヶ月間の市場価格の推移（1,926円～6,500円）及び株式市場における取引状況等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、平成25年7月1日付の当社による本公開買付け開始についてのプレスリリースの公表日の前営業日（平成25年6月28日）までの過去1ヶ月間の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値の単純平均値から28.56%ディスカウントをした価格をもって本公開買付け価格とすることについて合意いたしました。

（本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者が本書提出日現在において当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、平成25年6月27日に、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び対象者からの独立性が高い対象者の社外取締役であり、株式会社大阪証券取引所が定める企業行動規範に関する規則第7条に規定される独立役員である西本氏に対して、本諮問事項について諮問し、本諮問事項に対する意見を対象者の取締役会に対して表明することを依頼したとのことです。

西本氏は、本公開買付けの目的、本公開買付け後の対象者の普通株式の上場維持の有無、買付け等の価格その他の本公開買付けの諸条件、対象者の企業価値の向上の内容等について説明を受けるとともに、本諮問事項について慎重に検討を重ねたとのことです。

西本氏は、このような経緯で、本諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成24年7月1日付で、対象者の取締役会に対して、(a)本公開買付けは、対象者の自律性・独自性を維持しつつ当社との関係性をより強化できるという点において対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b)対象者は本公開買付け価格の算定に関する第三者の算定書は取得していないが、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式の取得であること、本公開買付け価格は当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉の結果合意された価格であること、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を勘案すると、これによって手続きの適正性及び公正性に疑義が生じるものではなく、本公開買付けに係る手続きの適正性及び公正性を疑われる点に特に認められず、(c)当社との資本関係を強化し、資本の安定を図れることは、対象者の企業価値向上にとって有効であり、本公開買付け価格は最終的にはSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合と当社との合意により決定されていること、対象者の株主が本公開買付けに対しその所有する対象者普通株式を応募することを希望しない場合には対象者普通株式を所有し続けることができるものであること、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されることが見込まれることから、本公開買付けに賛同し、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねることは妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)その他の事項の検討の結果、本公開買付けに賛同し、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねる決議を行うことは少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

（5） 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
50,000株	1株	50,000株

（注1）本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しておりません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（50,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）公開買付け期間の末日までに、対象者の全ての新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者普通株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

（6） 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	148,214個	（買付け等前における株券等所有割合 32.18%）
-------------------------------	----------	---------------------------

買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	45,144 個	(買付け等前における株券等所有割合 9.80%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	50,000 個	(買付け等後における株券等所有割合 10.86%)
対象者の総株主等の議決権の数	459,832 個	平成 25 年 3 月 31 日現在

(注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (50,000株) に係る議決権の数です。

(注 2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等 (ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者 (以下「小規模所有者」といいます。) が所有する株式は除きます。) に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成25年6月27日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、新株予約権の行使により発行又は移転される対象者普通株式も公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成25年6月27日付で提出した第17期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の発行済株式総数 (459,832株) に、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の全ての新株予約権の目的となる株式の数の合計数 (735株) を加算した数 (460,567株) に係る議決権数 (460,567個) を分母として計算しております。

(注 4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 125百万円

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者の名称及び本店の所在地
株式会社SBI証券 東京都港区六本木1丁目6番1号

②決済の開始日

平成25年8月6日 (火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は平成25年8月20日 (火曜日) となります。

③決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限 (50,000株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株 (追加して1株の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数) の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株(あん分比例の方式により計算される買付株数に1株未満の端数の部分がある場合は当該1株未満の端数)減少させるものとします。ただし、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について重要な事項につき虚偽の記載があり又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び対象者の重要な子会社に同号イないしリに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、公開買付期間の末日の午後3時まで、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター(電話番号:0120-104-214 携帯電話・PHSからは03-5562-7530)までご連絡頂き、解除手続きを行ってください。

また、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店経由(対面取引口座)で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午後3時まで、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店及び各支店に公開買付応募申込受付票(交付されている場合)を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店に対し、公開買付期間の末日の午後3時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(その他の株式会社SBI証券の営業所、又は株式会社SBI証券の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店)

⑥買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容及び電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を

行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑦訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載の内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑧公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成25年7月2日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、システム開発や運営において強みを持っており、主に飲食業界向けのスマートフォン・タブレット端末を活用したサービスの開発・販売を中心に、お客様である飲食店の集客から予約受付、売上・店舗管理から決済サービスまでをサポートできるシステム事業を展開しているものの、競合他社が多く競争の激しい飲食事業において競争力となるノウハウの強化育成や、必ずしも飲食事業のみに依存しない収益基盤の構築のため、新たな事業領域の開拓が必要不可欠であるとの方針を持っており、全国規模のディストリビューターとして、営業販売力、人材、ノウハウを有し、取り扱う事業領域の多様性や規模において優位性のある当社の強みを今後もより一層活用していくためには、当社との資本関係を強化し、資本の安定を図れることは、対象者の企業価値向上にとって有効であるとの認識に至ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、対象者と当社が資本関係を強化することにより得られると予測されるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けについて、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年7月1日付の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付価格は最終的にはSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との合意により決定されており、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年6月28日までの過去1ヶ月間の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値の単純平均値である3,499円からディスカウントをした価格となっていること、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する対象者普通株式に応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことにより、対象者普通株式を所有し続けることができるものであること、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を総合的に勘案し、対象者取締役会は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議したとのことです。なお、対象者の取締役6名のうち伊奈聰氏及び西本優晴氏を除く4名及び対象者の監査役3名全員が、当社の従業員を兼職しております。

なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式の取得であること、本公開買付け価格は当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉の結果合意された価格であること、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を勘案し、本公開買付け価格の算定に関する第三者の算定書は取得していないとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 平成25年5月28日付「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成25年5月28日付で「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成25年9月30日を基準日、平成25年10月1日を効力発生日として、平成25年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって対象者株式分割を行うこと、及び平成25年10月1日を効力発生日として単元株式数を100株とすることを決定したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

② 平成25年6月27日付「債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ」の公表

対象者は、平成25年6月27日付で「債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりですが、当該公表によれば、対象者は平成25年3月期において債務超過になったことから、「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号（債務超過）に該当し、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄になっているとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

債務超過となった経緯

当連結会計年度において、前期からの経営の立て直しと業績の早期回復に向け、不採算事業からの撤退、経営資源の集中などにより、事業を一部縮小したために売上が減少する中で、高粗利商材の販売が減少し、新規顧客獲得のための販路の開拓費用が発生したことにより営業損失133百万円、当期純損失417百万円を計上した結果、債務超過となりました。

猶予期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

今後の見通し

平成25年3月期決算短信でも発表しておりますように、昨年より取り組んできた既存事業の選択と集中により、損益面の改善が徐々に成果を見せ始めていることから、次なる段階として新たな領域での事業基盤構築による収益力確保に努め、さらに事業規模に見合った人員配置、従業員一人当たりの生産性の向上、諸経費の削減等を引き続き進めてまいります。また、財務基盤の強化の施策も広く検討を行い、早い段階での債務超過解消に努めてまいります。

③ 平成25年7月1日付「当社の一部事業の方向性」の公表

対象者は、平成25年7月1日付で「当社の一部事業の方向性」を公表しております。当該公表によれば、対象者のシステム事業の一部（大手飲食事業者向け予約・顧客管理・会計ASP事業）について、対象者内での方向性として下記の確認を行ったとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

対象者グループにおける大手飲食事業者向けの売上管理・受発注・予約・顧客管理業務を行うASPサービス事業（以下、「本事業」といいます。）は、平成14年の事業開始以来、既存顧客との堅調な取引等により対象者グループ全体のコア事業かつ主要収益源となっております。

しかしながら、現在、選択と集中により経営基盤の立て直しを行う中で、対象者といたしましては、①システム事業のうち、本事業を対象者で継続することを見直すこととし、中小型店向けのPOS事業（以下、「POS事業」といいます。）に経営資源を集中していくこと、及び②本事業については本事業とのシナジーが発揮できる第三者へ譲渡することを、今後の方針とすることを確認いたしました。なお、本事業の具体的な譲渡先につきましては、現在検討中であります。

今後対象者は、POS事業に注力する一方、平成25年3月29日に「子会社の異動（株式の取得）に関するお知らせ」にて開示の通り、対象者のシステム開発・運営力を活かした新たな事業の展開

にて事業基盤の拡充を進め、収益力の向上を図ってまいります。

本件に関する譲渡先や譲渡内容などの詳細につきましては、確定次第お知らせいたします。

以上